

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年4月25日提出
【計算期間】	第5特定期間（自 2021年7月27日 至 2022年1月25日）
【ファンド名】	アムンディ・サステナブル・インカム・ファンド
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ローラン・ベルティオ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	青木 章人
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【電話番号】	03-3593-9023
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

この投資信託は、インカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

② ファンドの特色

1 ファンドは、主として米ドル建のルクセンブルク籍投資信託である「Amundi Funds パイオニア・インカム・オポチュニティーズ」と、円建の国内籍投資信託である「CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)」に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

・「Amundi Funds パイオニア・インカム・オポチュニティーズ」(以下「主要投資対象ファンド」といいます。)の運用は、アムンディ・アセットマネジメント・US・インクが行います。

2 ファンドは、主要投資対象ファンドへの投資を通じて、実質的に世界の株式・債券等へ投資し、持続的なインカムの確保とキャピタル収益の獲得を目指します。

3 ファンドは、毎年1月および7月に、当該月以降の半年間の分配金の目標額を設定し、毎月の決算日に当該目標額の分配を目指します。

・分配金の目標額（以下「目標分配額」といいます。）は、ファンドの基準価額水準、主要投資対象ファンドからの分配額および信託報酬等の費用を勘案して決定されます。ただし、実際の分配額は毎月の決算日に決定されるため、目標分配額とは異なる場合があります。

4 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

〔収益分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

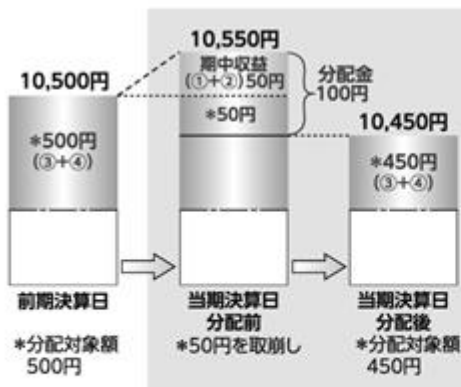
投資信託で分配金が支払われるイメージ



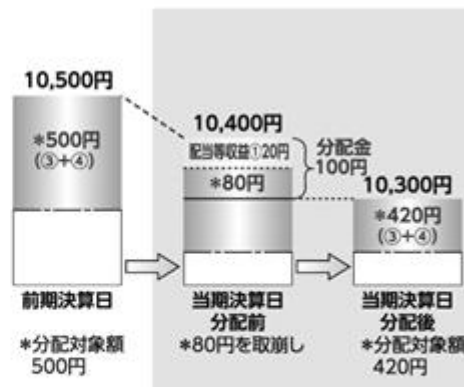
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

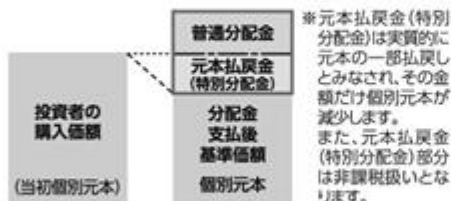


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

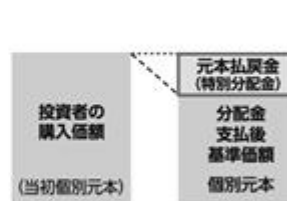
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

③ ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信／内外／資産複合に属します。

商品分類については一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類しております。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型		不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合
	内外	

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり
	年2回	日本		
	年4回	北米 欧州		
	年6回 (隔月)	アジア オセアニア		
	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産 複合(株式、債券、不 動産投信、その他資 産)資産配分変更 型)) ※				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	日々	アフリカ 中近東(中東) エマージング		
	その他 ()			

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信、その他資産）資産配分変更型））	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に複数資産（株式、債券、不動産投信、その他資産）を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル（日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載のあるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信、

その他資産）資産配分変更型））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

- ＊ 商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

④ 信託金の限度額

ファンドの信託金の限度額は、5,000億円です。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

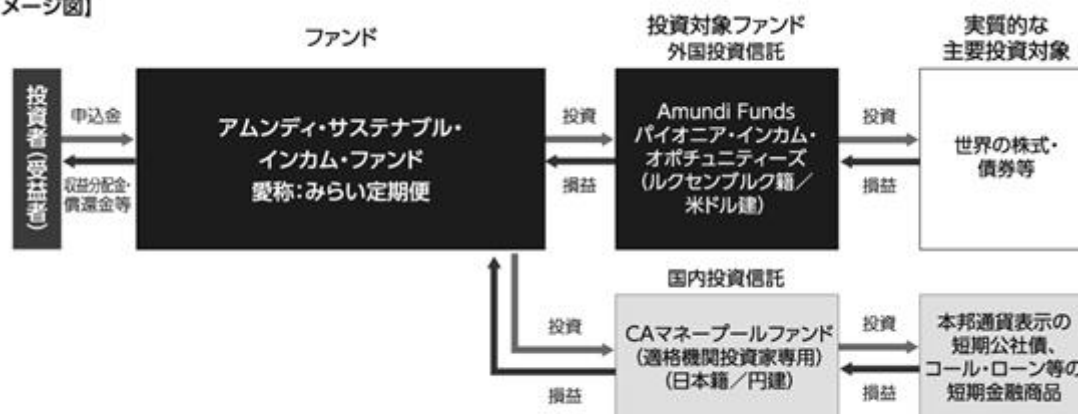
2019年8月23日 投資信託契約締結、設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンド・オブ・ファンズ[＊]方式で運用します。ファンドの仕組みは、以下の通りです。

＊ファンド・オブ・ファンズとは複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。

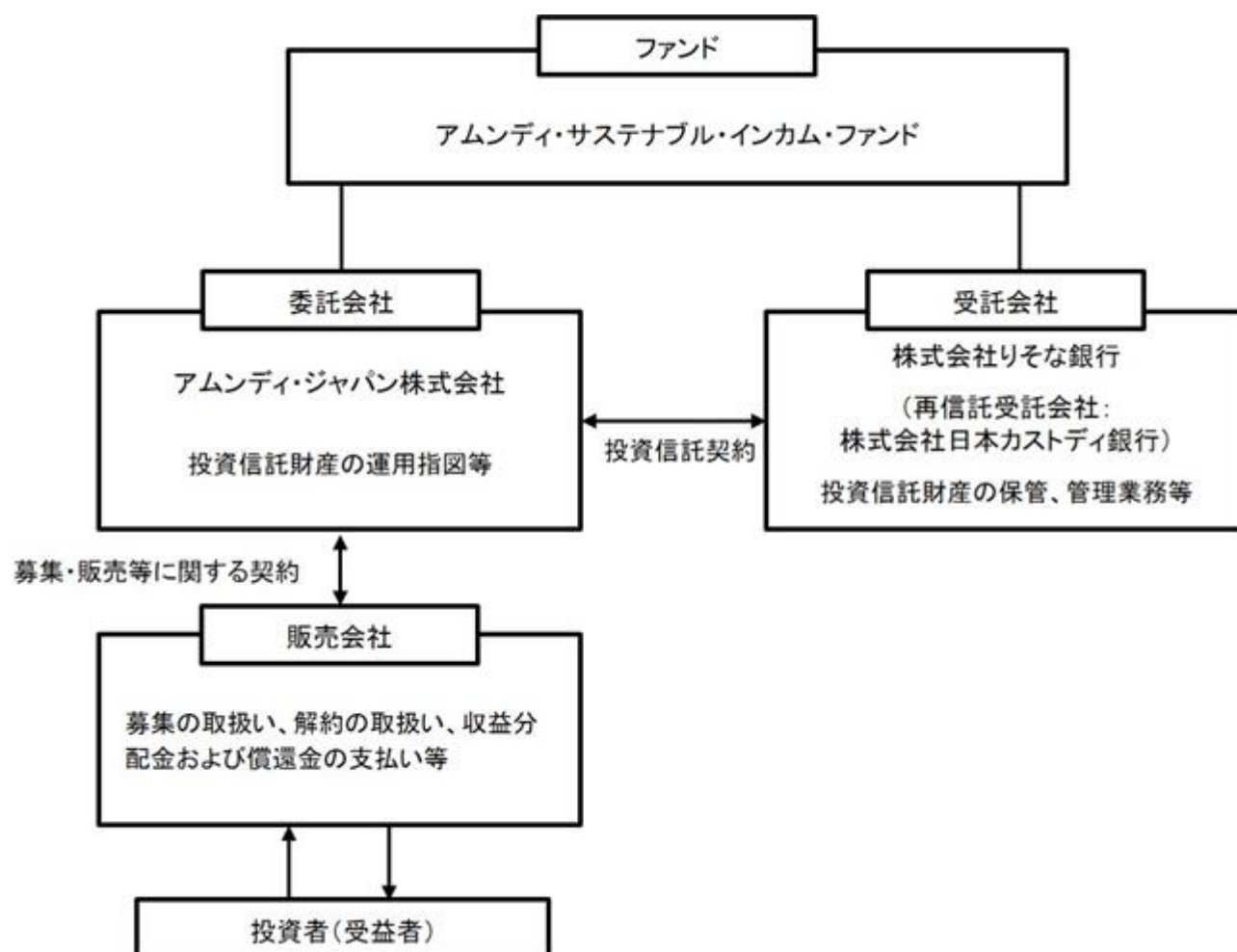
【イメージ図】



＊ファンドの主要投資対象ファンドへの投資比率は、原則として高位とすることを基本とします。

ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

ファンドの関係法人



《各契約の概要》

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
投資信託契約 (証券投資信託にかかる投資信託契約 (投資信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名 称 等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号)			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	1971年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 1980年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 1998年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 1998年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 2004年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 2010年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大 株 主 の 状 況	名 称	住 所	所有株式数	比率
	アムンディ・アセットマネジメント	フランス共和国 パリ市 パスツール通り90	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 運用方針

この投資信託は、インカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）ならびに投資証券および外国投資証券（それぞれ振替投資口を含みます。）をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

② 投資態度

- （イ） 運用はファンド・オブ・ファンズ方式で行い、実質的な運用は別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）への投資を通じて行います。
- （ロ） 主として世界の株式・債券等へ実質的に投資を行い、インカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- （ハ） 指定投資信託証券は、委託会社の判断により変更されることがあります。
- （ニ） 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- （ホ） 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

「指定投資信託証券」とは次のものをいいます。

1.ルクセンブルク籍投資信託

「Amundi Funds パイオニア・インカム・オポチュニティーズ」

2.国内籍投資信託

「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」

【投資対象ファンドの選定方針】

委託会社は、アムンディ内外で運用される、世界の株式・債券等へ投資を行いインカムゲインの確保と中長期的な成長を目指すファンドと、アムンディ・ジャパン株式会社が運用するマネーファンドを選定します。

選定にあたっては、下記の点を選定のポイントとします。

1. 投資対象ファンドの運用目的・運用方針がファンドの運用目的・運用方針に合致していること。
2. 投資対象ファンドにおいて運用体制およびプロセス・リスク管理・情報開示が明確および適切に行われていること。
3. 投資対象ファンドまたはその運用者がその投資対象資産における運用において必要な運用実績があること。
4. ファンドが投資対象ファンドを売買する場合、その決済が適切に行われること。

（２）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ 有価証券
- ロ 金銭債権
- ハ 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ 為替手形

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として指定投資信託証券および次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (a) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- (b) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(a)の証券または証書の性質を有するもの
- (c) 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- (d) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- (e) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、(c)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形

④ 前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③の(a)から(d)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ 委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することが出来ます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

投資対象とする投資信託証券の概要

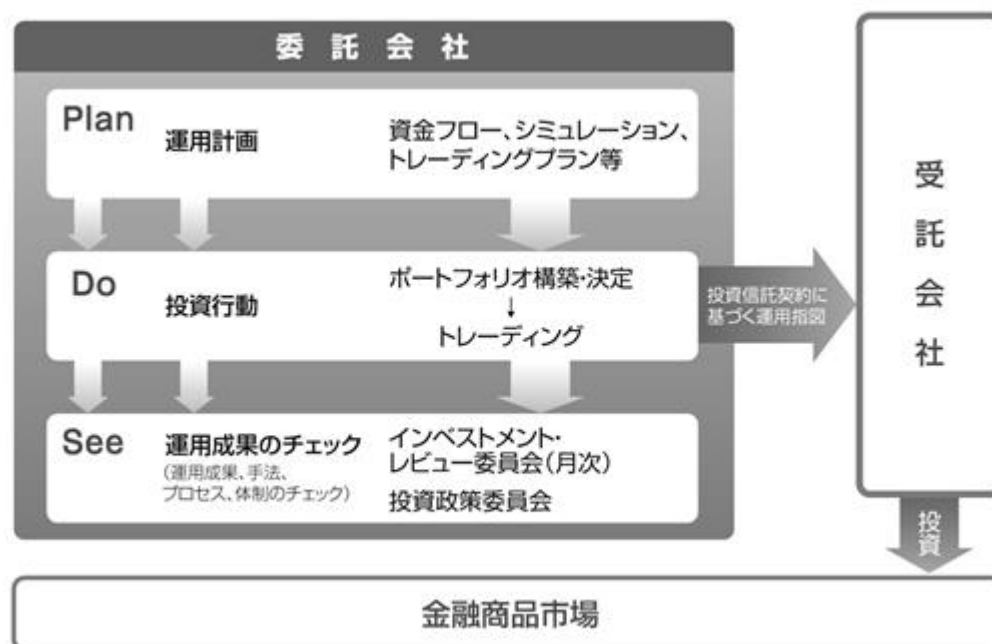
Amundi Funds パイオニア・インカム・オポチュニティーズ (Amundi Funds Pioneer Income Opportunities)	
ファンドの形態	ルクセンブルク籍／オープンエンド／会社型投資信託(米ドル建)
投資方針	- 世界の株式と国債・社債を主要投資対象とし、新興国の株式と債券にも投資することがあります。 - その他、株価連動債券、ハイイールド債券、資産担保証券、モーゲージ証券、不動産投資信託証券等に投資することがあります。 - 機動的な資産配分戦略で、魅力的かつ持続的なインカムとキャピタル収益の獲得を追求します。 - 戦術的な資産配分変更やヘッジ戦略により、意図せざるリスクの削減と、ボラティリティ(価格変動率)の低減を図ります。
運用プロセス	＜投資対象＞ 世界の株式・債券など様々な資産 STEP1 戦略的な資産配分比率の決定 STEP2 個別銘柄の選択およびポートフォリオ構築 STEP3 資産配分比率の調整およびヘッジ戦略によるリスクマネジメント 最適化されたポートフォリオ 各資産のインカム水準、値上がり余地、ボラティリティ、流動性などを基準として、インカムとキャピタル収益獲得のための資産配分比率を決定します。 各資産クラスについて、スペシャリストを活用し、個別銘柄を選択しポートフォリオを構築します。 短期的なリスクの上昇等に対応するため、資産配分比率の調整およびデリバティブ取引を活用したヘッジ等を行います。
分配方針	毎年1月に、組入資産の状況等を元に目標インカム収益率(米ドルベースでの利回り)を設定し、四半期末ごとの基準価額に対して、当該目標インカム収益率に相当する分配金の支払いを目指します。
投資顧問会社	アムンディ・アセットマネジメント・US・インク (Amundi Asset Management US, Inc.)
CAマネーパールファンド(適格機関投資家専用)	
ファンドの形態	国内籍／追加型投信／私募投資信託(円建)
投資方針	主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となっています。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



＊ 委託会社の運用成果のチェック・・・インベストメント・レビュー委員会（８名以上）、投資政策委員会（３名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規程

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・運用担当者服務規程
- ・リスク管理体制に関する規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・流動性リスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年１回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。なお、第5期決算時（2020年1月27日）より分配を行う予定です。

- （a） 分配対象額の範囲は、繰越分も含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- （b） 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- （c） 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益の分配

1) 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- （i） 投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ）から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- （ii） 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

2) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③ 収益分配金の支払

- 1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払以前のために販売会社名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします）に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から支払います（決算日（休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として5営業日までに支払いを開始します）。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約（自動けいぞく投資契約）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みに応じるものとします。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3) 上記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4) 受益者が、収益分配金について上記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（５）【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

- (イ) 株式への直接投資は行いません。
- (ロ) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (ハ) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- (ニ) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ホ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い当該比率以内になるよう調整を行うこととします。
- (ヘ) 公社債の借入れの指図および範囲
 - 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - 2) 1) の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - 3) 投資信託財産の一部解約等の事由により、2) の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - 4) 1) の借入れにかかる品貸料は投資信託財産中から支弁します。
- (ト) 資金の借入れの制限
 - 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - 4) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

(1)基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として株式や債券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。債券の価格はその発行体の経営状況および財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が下落するリスクがあります。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。

② 為替変動リスク

外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により外貨建資産の円換算価格が変動します。外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、外貨建資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。

外貨建資産に対して、為替ヘッジを原則として行いません。したがって、当該外貨の為替レートの変動の影響を受けます。

③ 信用リスク

組入有価証券の発行体が破たんした場合または発行体の破たんが予想される場合もしくは財務状況の悪化等により、社債等の利息または償還金の支払の遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、当該組入有価証券の価格が大幅に下落することがあります（ゼロになる場合もあります。）。これらの影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ 流動性リスク

短期間で大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場に大きなインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

⑤ カントリーリスク

海外市場に投資する場合、当該市場が存在する国の社会情勢または国際情勢の変化により、金融市場または証券市場が不安定になったり、混乱したりすることがあります。ファンドは実質的にエマージング市場にも投資することがあります。エマージング市場は、先進諸国の市場と比較した場合、取引市場独自の規制があることや取引量が小さいことから流動性が低くなる傾向があります。こうした影響を受け、期待される価格で売買できない場合や、決済制度が未発達のために決済の遅延・不能などが生じて、的確な投資を行えない場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑥ デリバティブ取引に関するリスク

主要投資対象ファンドにおいて、デリバティブ取引等を行うことがあります。その場合、投資対象の市場および銘柄の動向に関わらず、収益が得られない場合や損失が発生する場合があります。

上記の他、ファンドが実質的な投資対象とする、相対的に格付の低いハイイールド債券、資産担保証券、モーゲージ証券、株価連動債券等への投資は、国債など相対的に格付の高い公社債と比較して、価格変動リスク、信用リスクおよび流動性リスクが高くなる可能性があります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2)その他の留意点

① ファンドの繰上償還

ファンドの投資信託財産の純資産総額が30億円を下回った場合、投資対象とするファンドが繰上償還となった場合、その他やむを得ない事情が発生した場合等には、信託を終了させることがあります。

② 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり方が小さかった場合も同様です。

ファンドは、事前に分配金の目標額を定め、当該目標額の分配を目指しますが、実際の分配額は、当該目標額と異なる場合があります。

③ 規制の変更に関する留意点

- ・ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制および会計基準等は今後変更される可能性があります。
- ・将来規制が変更された場合、ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

④ 換金の中止

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が発生したときは、換金請求の受付が中止されることがあります。

⑤ 流動性リスクに関する留意事項

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

- 投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- 投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(3)投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（第一種金融商品取引業者・登録金融機関は販売の窓口となります）。

- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクによる影響があります）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬およびその他費用等がかかります。
- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

- ・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

- ・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

流動性リスクについては次の通りモニタリングおよび管理を行います。

- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

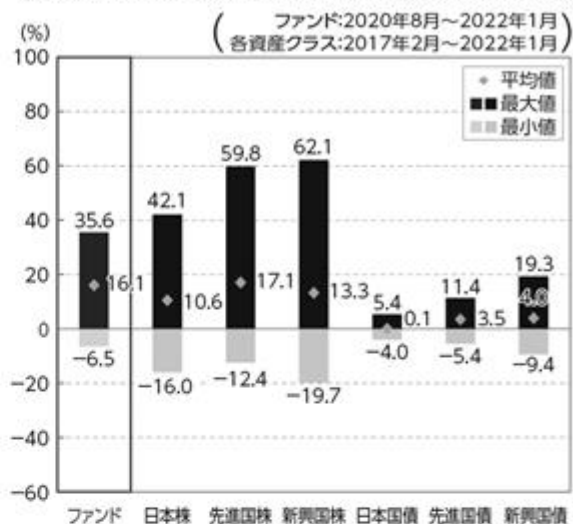
ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*①のグラフは年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

*②のグラフは、ファンドについては2020年8月から2022年1月までの年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、他の代表的な資産クラスについては2017年2月から2022年1月までの5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。

*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

*②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標準または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社(以下「J P X」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標準または商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

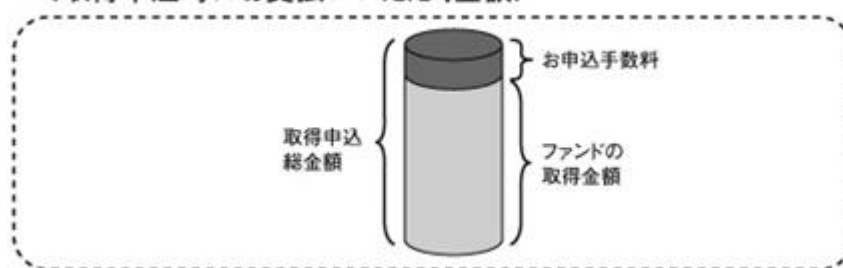
申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。

料率上限（本書作成日現在）	役務の内容
1.1%（税抜1.0%）	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

＜取得申込時にお支払いいただく金額＞



（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率0.88%（税抜0.8%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

信託報酬の配分は次の通りとします。

〔信託報酬の配分〕

支払先	料率（年率）	役務の内容
委託会社	0.15%（税抜）	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.62%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.03%（税抜）	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

- ② 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社に支払います。

- ③ ファンドが投資する指定投資信託証券の信託報酬は、それぞれの運用資産の純資産総額に対し下記の報酬率を乗じて得た額となります。

ファンドが投資対象とする 指定投資信託証券	信託報酬（年率）
Amundi Funds パイオニア・インカム・オポチュニティーズ	0.7%
CAマネープールファンド （適格機関投資家専用）	0.385%（税抜0.35%）以内 各月毎に決定するものとし、前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの信託報酬率は、各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に0.3を乗じて得た率（以下「当該率」といいます）に応じて次に掲げる率とします。 1. 当該率が0.35%以下の場合：当該率 （当該率が、委託会社が任意に定める率以下の場合、任意に定める率とします。ただし、任意に定める率は0.05%以下とします。） 2. 当該率が0.35%超の場合：年10,000分の35

したがって、当該信託報酬を考慮した場合の実質的な負担の上限は、年率1.58%（税込）*となります。

* ファンドの信託報酬年率0.88%（税込）に投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率0.7%）を加算しております。ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

◆上記の信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

（４）【その他の手数料等】

- ① 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（投資信託財産の財務諸表の監査費用、特定資産の価格等の調査に要する諸費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
- ② 委託会社は、前記①の信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ③ 前記②において信託事務の処理等に要する諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、委託会社が定める時期または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。
- ④ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額およびコール・ローンの取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。当該諸費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。
- ⑤ その他、組入投資信託証券においては年率0.01%のルクセンブルクの年次税のほか、諸費用がかかります。

◆その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、2021年9月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下の内容と異なる場合があります。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として申告分離課税※または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税※が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

税率	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
----	-------------------------------------

※ 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算（特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等も対象となります。）をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

＊公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

② 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

税率	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
----	-------------------------------

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

③ 個別元本について

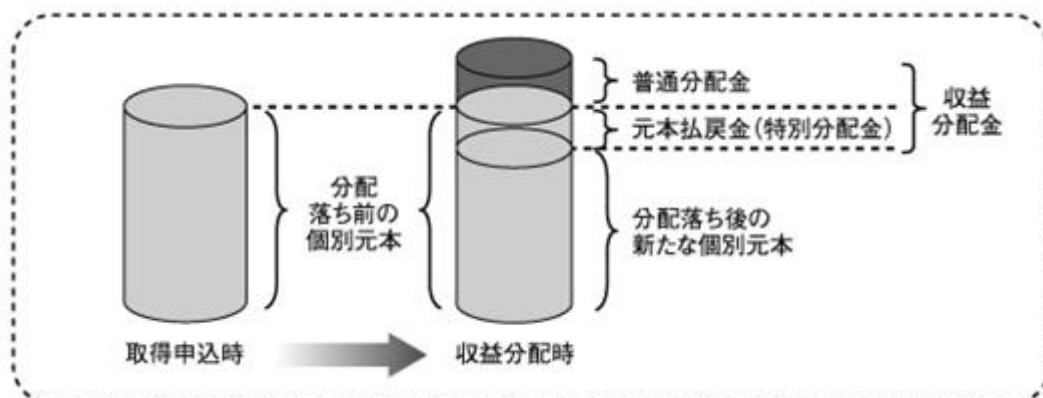
- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合などにより把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）※を控除した額が、その後の個別元本となります。

※「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「④ 収益分配金の課税について」をご参照ください。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※ 上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

以下は2022年1月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

（１）【投資状況】

2022年1月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	499,304	0.00
投資証券	ルクセンブルク	14,169,666,701	98.79
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	172,996,236	1.20
合計（純資産総額）		14,343,162,241	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

その他の資産の投資状況

種類	買建／売建	国／地域	評価額（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	日本	12,872,822	0.08

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注２）為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2022年1月末日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	Amundi Funds バイオニア・インカム・オポチュニティーズ	109,959.831	129,250.50	14,212,363,281	128,862.20	14,169,666,701	98.79
2	日本	投資信託 受益証券	CAマネーブールファンド(適格機関投資家専用)	497,513	1.0036	499,304	1.0036	499,304	0.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率（％）
投資信託受益証券	国内	0.00
投資証券	外国	98.79
合計		98.79

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

種類	通貨	買建／売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	111,512.00	12,927,976	12,872,822	0.08

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2022年1月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（2020年 1月27日）	3,532,301,179	3,543,570,771	1.0970	1.1005
第2特定期間末（2020年 7月27日）	4,347,042,462	4,362,323,786	0.9956	0.9991
第3特定期間末（2021年 1月25日）	7,364,181,907	7,384,958,518	1.0633	1.0663
第4特定期間末（2021年 7月26日）	11,075,196,913	11,108,313,395	1.1705	1.1740
第5特定期間末（2022年 1月25日）	13,946,160,240	13,986,058,489	1.2234	1.2269
2021年 1月末日	7,361,566,471	—	1.0608	—
2月末日	8,154,106,473	—	1.1075	—
3月末日	8,980,748,223	—	1.1875	—
4月末日	8,857,974,128	—	1.1800	—
5月末日	9,455,207,082	—	1.2062	—
6月末日	10,907,169,303	—	1.2067	—
7月末日	11,227,032,576	—	1.1783	—
8月末日	11,672,433,582	—	1.1788	—
9月末日	12,603,068,518	—	1.2068	—
10月末日	12,997,481,357	—	1.2245	—
11月末日	13,081,949,402	—	1.1932	—
12月末日	13,862,211,727	—	1.2271	—
2022年 1月末日	14,343,162,241	—	1.2514	—

(注) 純資産総額（分配付）及び1口当たり純資産額（分配付）は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを含んでおります。

②【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金（円）
第1特定期間	2019年 8月23日～2020年 1月27日	0.0035
第2特定期間	2020年 1月28日～2020年 7月27日	0.0210
第3特定期間	2020年 7月28日～2021年 1月25日	0.0205
第4特定期間	2021年 1月26日～2021年 7月26日	0.0185
第5特定期間	2021年 7月27日～2022年 1月25日	0.0210

（注）1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③【収益率の推移】

	期間	収益率（％）
第1特定期間	2019年 8月23日～2020年 1月27日	10.1
第2特定期間	2020年 1月28日～2020年 7月27日	△7.3
第3特定期間	2020年 7月28日～2021年 1月25日	8.9
第4特定期間	2021年 1月26日～2021年 7月26日	11.8
第5特定期間	2021年 7月27日～2022年 1月25日	6.3

（注1）収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

（注2）収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

ただし、第1特定期間については「前特定期間末基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1特定期間	2019年 8月23日～2020年 1月27日	3,295,916,844	76,033,407	3,219,883,437
第2特定期間	2020年 1月28日～2020年 7月27日	1,661,702,542	515,493,305	4,366,092,674
第3特定期間	2020年 7月28日～2021年 1月25日	3,018,070,545	458,626,088	6,925,537,131
第4特定期間	2021年 1月26日～2021年 7月26日	4,042,293,699	1,505,978,645	9,461,852,185
第5特定期間	2021年 7月27日～2022年 1月25日	2,515,369,987	577,722,290	11,399,499,882

（注1）全て本邦内におけるものです。

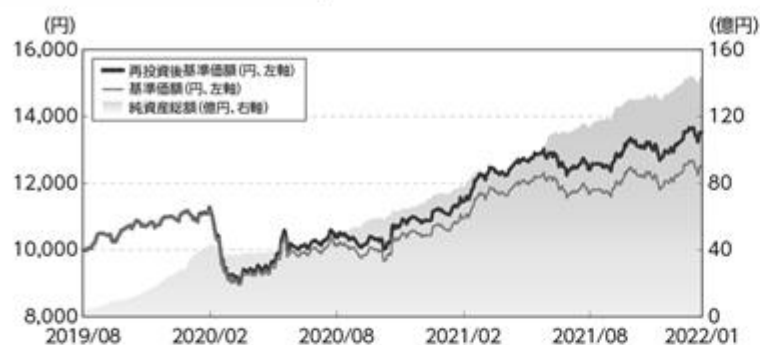
（注2）第1特定期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

<参考情報>

運用実績

2022年1月末日現在

基準価額・純資産の推移



※再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
 ※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額	12,514円	純資産総額	143.4億円
------	---------	-------	---------

分配の推移

決算日	分配金(円)
25期(2021年 9月27日)	35
26期(2021年10月25日)	35
27期(2021年11月25日)	35
28期(2021年12月27日)	35
29期(2022年 1月25日)	35
直近1年間累計	395
設定来累計	845

※分配金は1万口当たり・税引前です。

主要な資産の状況

資産配分

資産	純資産比(%)
Amundi Funds パイオニア・インカム・オポチュニティーズ	98.79
CAマネーブルファンド(適格機関投資家専用)	0.00
現金等	1.21
合計	100.00

※四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。

組入上位国・地域

	国・地域	比率(%)
1	米国	52.62
2	オランダ	7.45
3	カナダ	5.72
4	日本	5.54
5	韓国	4.39

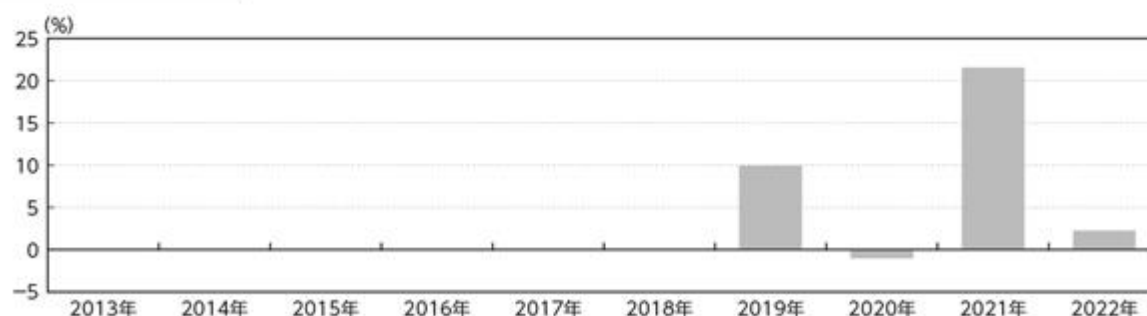
ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行っており、「組入上位国・地域」および「組入上位10銘柄」は「Amundi Funds パイオニア・インカム・オポチュニティーズ」のポートフォリオの状況を記載しています。

組入上位10銘柄

	銘柄名	資産	国・地域	比率(%)
1	ROYAL DUTCH SHL-A NA	株式	オランダ	4.61
2	PFIZER INC-USD	株式	米国	3.91
3	KB FINANCI GRP INC	株式	韓国	3.61
4	INTL BUSINESS MACHINES CORP	株式	米国	3.09
5	MITSUBISHI UFJ FIN	株式	日本	2.56
6	ABBVIE INC	株式	米国	2.35
7	ENERGY TRANSFER LP	株式	米国	2.31
8	CENTURYLINK INC 7.6% 09/2039	債券	米国	2.29
9	CTL 7.65% 3/42	債券	米国	2.28
10	HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	株式	米国	2.14

※「組入上位国・地域」および「組入上位10銘柄」の比率は、「Amundi Funds パイオニア・インカム・オポチュニティーズ」の純資産総額に対する評価金額の割合です。

年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2019年は設定日(8月23日)から年末までの騰落率、2022年は年初から1月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

お取扱いのコース、購入・換金のお申込みの方法ならびに単位および分配金のお取扱い等について、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

1【申込（販売）手続等】

- (1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、継続申込期間においては、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、米国証券業金融市場協会が定める休業日、ルクセンブルクの銀行休業日、12月24日、委託会社が指定する日のいずれかに該当する場合は取得申込みの受付は行いません。

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとします。ただし、所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。ファンドの取得申込者は、取得申込総金額を販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社に支払うものとし、申込締切時間および取得申込総金額の支払期日は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- (2) ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。



- (3) 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあります。各申込コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社（販売会社については前記（2）のお問合せ先にご照会ください。）へお問合せください。
- また、販売会社により「定時定額購入コース」等を取り扱う場合があります。詳しくは販売会社へお問合せください。
- (4) なお、取得申込時には、申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- (5) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金の請求を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が個別に定める解約単位をもって一部解約の請求の実行（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。

ただし、解約請求日がニューヨーク証券取引所の休業日、米国証券業金融市場協会が定める休業日、ルクセンブルクの銀行休業日、12月24日、委託会社が指定する日のいずれかに該当する場合には、解約請求の申込みの受付は行いません。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。ただし、所定の時間までに解約請求の申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの解約請求の申込みは、翌営業日の取扱いとなります。申込締切時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

- (2) 解約価額は、解約請求の申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額については、販売会社または委託会社（前記「1 申込（販売）手続等（2）」をご参照ください）に問合せることにより知ることができます。

解約代金は、受益者の解約請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。

- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約の請求の受付を取り消すことができるものとします。委託会社の判断により一定の金額を超える解約申込には制限を設ける場合があります。
- (6) 前記(5)により投資信託契約の一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該一部解約の実行の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。

※買取請求による換金のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

3【資産管理等の概要】

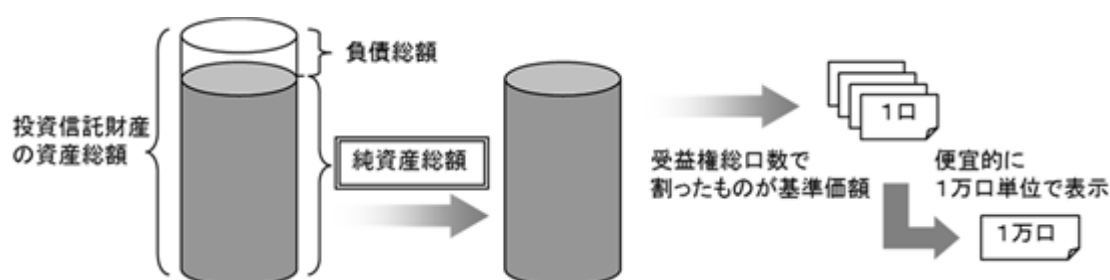
（1）【資産の評価】

① 基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口単位に換算した価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託受益証券	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。
投資証券	原則として、投資証券の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。



② 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社によって毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は便宜上1万口単位に換算した価額で表示されます。ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 03-3593-5911（2022年6月30日まで）
050-4561-2500（2022年7月1日から）

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

③ 追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{※1}は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等^{※2}に応じて計算されるものとします。

※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2019年8月23日から2029年7月25日までとします。

ただし信託期間中に「（５）その他 ① 信託の終了（ファンドの繰上償還）」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この投資信託契約を終了させることができます。詳細は「（５）その他 ① 信託の終了（ファンドの繰上償還）」をご覧ください。

なお委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

① ファンドの計算期間は、毎月26日から翌月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は投資信託契約締結日から2019年9月25日までとします。

② 前記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】**① 信託の終了（ファンドの繰上償還）**

（イ）委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

A ファンドの純資産総額が30億円を下回ることとなった場合

B 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき

C やむを得ない事情が発生したとき

（ロ）委託会社は、（イ）の規定にかかわらず、ファンドが投資対象とする投資信託証券にかかる投資信託が繰上償還することとなる場合または投資法人が解散することとなる場合は、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます（別に定める投資信託証券で代替する場合を除きます。）。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。また、この場合の手続については、（ハ）の 1）から 3）までの規定にかかわらず、投資信託及び投資法人に関する法律第20条第2項の規定を適用するものとします。

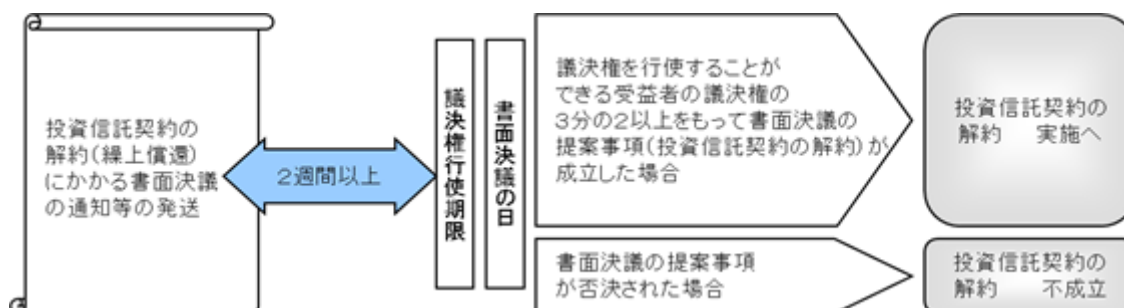
（ハ）委託会社は、前記（イ）にしたがい、信託を終了させる場合、以下の手続により行います。

1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨について、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

2) 前記1)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下2)において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- 3) 前記1)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 4) 前記1)から前記3)までの規定は、以下に掲げる場合には適用しません。
1. 投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記1) から3) までの規定による投資信託契約の解除の手続きを行うことが困難な場合
 2. 委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合

<信託の終了の手続>



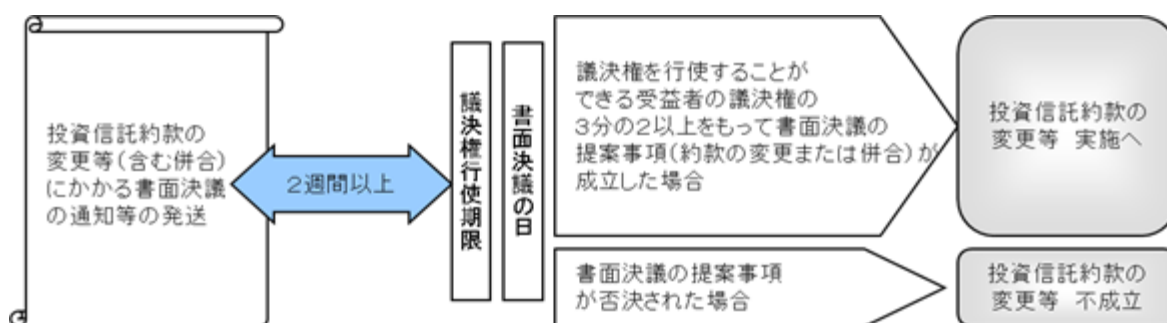
- (ニ) ファンドは、受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受付けません。
- (ホ) 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ヘ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この投資信託は、後記「② 投資信託約款の変更等」(ハ)の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
- (ト) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 投資信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、投資信託約款は「② 投資信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (ロ) 委託会社は、前記(イ)の事項（(イ)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- (ハ) (ロ)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下（ハ）において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) (ロ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ホ) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ヘ) (ロ)から(ホ)の規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ト) 前記(イ)から前記(ヘ)にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

＜投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続＞



- (チ) ファンドは受益者からの解約請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより公正な価額をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受けません。

③ 運用報告書の作成

委託会社は毎年1月および7月の決算時および償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社より交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。



④ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤ 関係法人との契約の更新に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとします。

⑥ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「② 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

⑦ その他

- (イ) ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を毎年1月および7月の計算期間末から3ヵ月以内に提出します。
- (ロ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（決算日（休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として5営業日までに支払いを開始します）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日の翌営業日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③ 途中換金（買取）請求権

- 1) 受益者は、販売会社が定める単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目から受益者にお支払いします。

＊買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

④ 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5特定期間(2021年7月27日から2022年1月25日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

アムンディ・サステナブル・インカム・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第4特定期間末 (2021年 7月26日)	第5特定期間末 (2022年 1月25日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	224,378,064	258,730,433
投資信託受益証券	499,453	499,304
投資証券	10,964,692,256	13,779,387,238
流動資産合計	11,189,569,773	14,038,616,975
資産合計	11,189,569,773	14,038,616,975
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	—	2,254
未払金	—	10,312,615
未払収益分配金	33,116,482	39,898,249
未払解約金	71,747,762	30,727,787
未払受託者報酬	307,920	371,052
未払委託者報酬	7,903,287	9,523,646
未払利息	553	602
その他未払費用	1,296,856	1,620,530
流動負債合計	114,372,860	92,456,735
負債合計	114,372,860	92,456,735
純資産の部		
元本等		
元本	9,461,852,185	11,399,499,882
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,613,344,728	2,546,660,358
（分配準備積立金）	1,086,657,064	1,308,648,019
元本等合計	11,075,196,913	13,946,160,240
純資産合計	11,075,196,913	13,946,160,240
負債純資産合計	11,189,569,773	14,038,616,975

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4特定期間 自 2021年 1月26日 至 2021年 7月26日	第5特定期間 自 2021年 7月27日 至 2022年 1月25日
営業収益		
受取配当金	201,948,465	326,053,179
有価証券売買等損益	189,099,351	120,478,322
為替差損益	513,502,147	384,134,032
営業収益合計	904,549,963	830,665,533
営業費用		
支払利息	98,151	96,367
受託者報酬	1,500,144	2,107,190
委託者報酬	38,503,470	54,084,371
その他費用	1,297,473	1,620,530
営業費用合計	41,399,238	57,908,458
営業利益又は営業損失（△）	863,150,725	772,757,075
経常利益又は経常損失（△）	863,150,725	772,757,075
当期純利益又は当期純損失（△）	863,150,725	772,757,075
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	37,918,219	7,298,718
期首剰余金又は期首欠損金（△）	438,644,776	1,613,344,728
剰余金増加額又は欠損金減少額	709,423,647	512,544,446
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	709,423,647	512,544,446
剰余金減少額又は欠損金増加額	210,869,681	119,856,927
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	210,869,681	119,856,927
分配金	149,086,520	224,830,246
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,613,344,728	2,546,660,358

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
3.収益及び費用の計上基準	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
4.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
	(1) 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。
	(2) 特定期間の取扱い ファンドの特定期間は前期末が休日のため、2021年 7月27日から2022年 1月25日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第4特定期間末（2021年 7月26日）

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第5特定期間末（2022年 1月25日）

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第4特定期間末 (2021年 7月26日)	第5特定期間末 (2022年 1月25日)
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	6,925,537,131円	9,461,852,185円
	期中追加設定元本額	4,042,293,699円	2,515,369,987円
	期中一部解約元本額	1,505,978,645円	577,722,290円
2.	特定期間末日における受益権の総数	9,461,852,185口	11,399,499,882口
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	—円	—円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4特定期間 自 2021年 1月26日 至 2021年 7月26日		第5特定期間 自 2021年 7月27日 至 2022年 1月25日	
分配金の計算過程 (2021年 1月26日から2021年 2月25日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額992,687,692円（1万口当たり1,384円）のうち21,511,035円（1万口当たり30円）を分配金額としております。		分配金の計算過程 (2021年 7月27日から2021年 8月25日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額2,453,068,312円（1万口当たり2,512円）のうち34,170,225円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	
A	費用控除後の配当等収益額 81,662,116円	A	費用控除後の配当等収益額 141,605,499円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 243,220,499円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 537,249,185円	C	収益調整金額 1,231,324,054円
D	分配準備積立金額 130,555,892円	D	分配準備積立金額 1,080,138,759円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 992,687,692円	E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 2,453,068,312円
F	当ファンドの期末残存受益権口数 7,170,345,292口	F	当ファンドの期末残存受益権口数 9,762,921,618口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E／F×10,000) 1,384円	G	1万口当たり分配対象収益額 (E／F×10,000) 2,512円
H	1万口当たり分配金額 30円	H	1万口当たり分配金額 35円
I	分配金額 (F×H／10,000) 21,511,035円	I	分配金額 (F×H／10,000) 34,170,225円
分配金の計算過程 (2021年 2月26日から2021年 3月25日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額1,344,976,497円（1万口当たり1,801円）のうち22,393,077円（1万口当たり30円）を分配金額としております。		分配金の計算過程 (2021年 8月26日から2021年 9月27日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額2,578,743,947円（1万口当たり2,477円）のうち36,428,281円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	
A	費用控除後の配当等収益額 0円	A	費用控除後の配当等収益額 0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 333,977,805円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 598,666,148円	C	収益調整金額 1,395,058,323円
D	分配準備積立金額 412,332,544円	D	分配準備積立金額 1,183,685,624円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 1,344,976,497円	E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 2,578,743,947円
F	当ファンドの期末残存受益権口数 7,464,359,064口	F	当ファンドの期末残存受益権口数 10,408,080,311口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E／F×10,000) 1,801円	G	1万口当たり分配対象収益額 (E／F×10,000) 2,477円
H	1万口当たり分配金額 30円	H	1万口当たり分配金額 35円
I	分配金額 (F×H／10,000) 22,393,077円	I	分配金額 (F×H／10,000) 36,428,281円
分配金の計算過程 (2021年 3月26日から2021年 4月26日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額1,420,369,572円（1万口当たり1,909円）のうち22,311,090円（1万口当たり30円）を分配金額としております。		分配金の計算過程 (2021年 9月28日から2021年10月25日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額2,775,035,551円（1万口当たり2,642円）のうち36,758,694円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	
A	費用控除後の配当等収益額 0円	A	費用控除後の配当等収益額 0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 102,627,727円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 209,660,761円
C	収益調整金額 651,606,340円	C	収益調整金額 1,433,022,550円
D	分配準備積立金額 666,135,505円	D	分配準備積立金額 1,132,352,240円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 1,420,369,572円	E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 2,775,035,551円
F	当ファンドの期末残存受益権口数 7,437,030,273口	F	当ファンドの期末残存受益権口数 10,502,484,273口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E／F×10,000) 1,909円	G	1万口当たり分配対象収益額 (E／F×10,000) 2,642円
H	1万口当たり分配金額 30円	H	1万口当たり分配金額 35円
I	分配金額 (F×H／10,000) 22,311,090円	I	分配金額 (F×H／10,000) 36,758,694円

（2021年 4月27日から2021年 5月25日までの計算期間）		（2021年10月26日から2021年11月25日までの計算期間）	
計算期間末における分配対象収益額1,736,443,023円 （1万口当たり2,257円）のうち23,075,629円（1万口当たり30円）を分配金額としております。		計算期間末における分配対象収益額3,013,081,414円 （1万口当たり2,763円）のうち38,156,349円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	
A	費用控除後の配当等収益額 112,512,487円	A	費用控除後の配当等収益額 163,949,572円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 172,653,832円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 718,506,690円	C	収益調整金額 1,554,870,039円
D	分配準備積立金額 732,770,014円	D	分配準備積立金額 1,294,261,803円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 1,736,443,023円	E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 3,013,081,414円
F	当ファンドの期末残存受益権口数 7,691,876,360口	F	当ファンドの期末残存受益権口数 10,901,814,266口
G	1万口当たり収益分配対象額（E／F×10,000） 2,257円	G	1万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000） 2,763円
H	1万口当たり分配金額 30円	H	1万口当たり分配金額 35円
I	分配金額（F×H／10,000） 23,075,629円 （2021年 5月26日から2021年 6月25日までの計算期間）	I	分配金額（F×H／10,000） 38,156,349円 （2021年11月26日から2021年12月27日までの計算期間）
計算期間末における分配対象収益額2,158,770,536円 （1万口当たり2,427円）のうち26,679,207円（1万口当たり30円）を分配金額としております。		計算期間末における分配対象収益額3,073,327,100円 （1万口当たり2,728円）のうち39,418,448円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	
A	費用控除後の配当等収益額 0円	A	費用控除後の配当等収益額 0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 177,837,432円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 1,000,414,725円	C	収益調整金額 1,668,791,149円
D	分配準備積立金額 980,518,379円	D	分配準備積立金額 1,404,535,951円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 2,158,770,536円	E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 3,073,327,100円
F	当ファンドの期末残存受益権口数 8,893,069,072口	F	当ファンドの期末残存受益権口数 11,262,413,880口
G	1万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000） 2,427円	G	1万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000） 2,728円
H	1万口当たり分配金額 30円	H	1万口当たり分配金額 35円
I	分配金額（F×H／10,000） 26,679,207円 （2021年 6月26日から2021年 7月26日までの計算期間）	I	分配金額（F×H／10,000） 39,418,448円 （2021年12月28日から2022年 1月25日までの計算期間）
計算期間末における分配対象収益額2,268,456,511円 （1万口当たり2,397円）のうち33,116,482円（1万口当たり35円）を分配金額としております。		計算期間末における分配対象収益額3,070,837,333円 （1万口当たり2,693円）のうち39,898,249円（1万口当たり35円）を分配金額としております。	
A	費用控除後の配当等収益額 0円	A	費用控除後の配当等収益額 0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 1,148,682,965円	C	収益調整金額 1,722,291,065円
D	分配準備積立金額 1,119,773,546円	D	分配準備積立金額 1,348,546,268円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 2,268,456,511円	E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 3,070,837,333円
F	当ファンドの期末残存受益権口数 9,461,852,185口	F	当ファンドの期末残存受益権口数 11,399,499,882口
G	1万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000） 2,397円	G	1万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000） 2,693円
H	1万口当たり分配金額 35円	H	1万口当たり分配金額 35円
I	分配金額（F×H／10,000） 33,116,482円	I	分配金額（F×H／10,000） 39,898,249円

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第4特定期間 自 2021年 1月26日 至 2021年 7月26日	第5特定期間 自 2021年 7月27日 至 2022年 1月25日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	第4特定期間末 (2021年 7月26日)	第5特定期間末 (2022年 1月25日)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第4特定期間末 (2021年 7月26日)	第5特定期間末 (2022年 1月25日)
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	0	0
投資証券	△350,398,117	133,648,779
合計	△350,398,117	133,648,779

（デリバティブ取引等に関する注記）

（通貨関連）

第4特定期間末（2021年 7月26日）

該当事項はありません。

第5特定期間末（2022年 1月25日）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	10,314,751	—	10,312,497	△2,254
	米ドル	10,314,751	—	10,312,497	△2,254
合計		10,314,751	—	10,312,497	△2,254

（注）時価の算定方法

- 原則として特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。
 - ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
- 換算において円未満の端数は切捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4特定期間 自 2021年 1月26日 至 2021年 7月26日	第5特定期間 自 2021年 7月27日 至 2022年 1月25日
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報に関する注記）

第4特定期間末 (2021年 7月26日)	第5特定期間末 (2022年 1月25日)
1口当たり純資産額 1.1705円	1口当たり純資産額 1.2234円
(1万口当たり純資産額) (11,705円)	(1万口当たり純資産額) (12,234円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	497,513	499,304	
		小計銘柄数：1	497,513	499,304	
		組入時価比率：0.0%		100.0%	
	合計			499,304	
投資証券	米ドル	Amundi Funds パイオニア・インカム・オポチュニティーズ	107,945.533	120,861,216.02	
		小計銘柄数：1	107,945.533	120,861,216.02	
		組入時価比率：98.8%		(13,779,387,238)	100.0%
	合計			13,779,387,238	(13,779,387,238)
合計				13,779,886,542	(13,779,387,238)

（有価証券明細表注記）

- 1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
- 3.組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（３）注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2022年1月末日現在

I 資産総額	14,404,277,388円
II 負債総額	61,115,147円
III 純資産総額（I－II）	14,343,162,241円
IV 発行済口数	11,461,847,681口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.2514円
（1万口当たり純資産額）	（12,514円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書作成日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

直近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

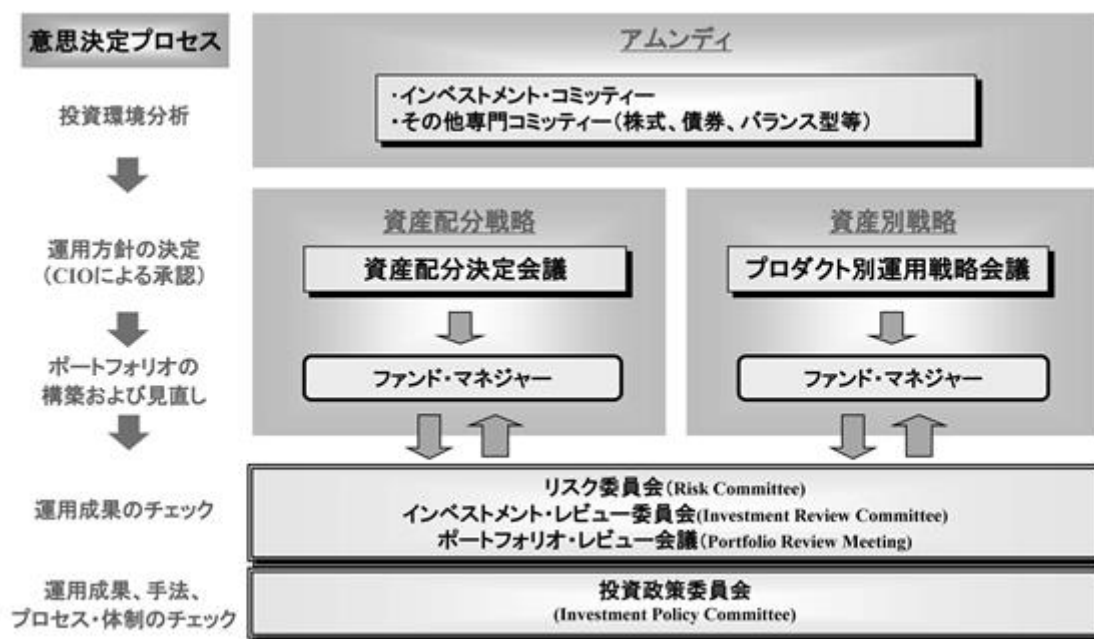
① 委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構



- ・アムンディで開催される投資に関する様々なコミッティーで、株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるリスク委員会で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタリング結果等について報告を行います。
- ・インベストメント・レビュー委員会（月次開催）では、プロダクトごとのより詳細な運用状況を報告し、改善施策の検討や運用方針の確認を行います。
- ・さらにリスクマネジメント部と運用部の間においては、ポートフォリオレビュー会議を開催し、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。

- ・必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

前記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 営業の概況

2022年1月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	12	40,686
追加型株式投資信託	127	1,906,387
合計	139	1,947,072

3【委託会社等の経理状況】

(1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2)財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期事業年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 40 期 (2020年 12月 31日)		第 41 期 (2021年 12月 31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		9,567,392		9,425,410
前払費用		63,107		60,554
未収入金		6,730		32,875
未収委託者報酬		1,708,135		1,471,045
未収運用受託報酬		1,058,258		1,084,261
未収投資助言報酬		4,299		4,793
未収収益	*1	546,769	*1	498,654
未収消費税等		26,272		37,877
立替金		65,332		75,565
その他		495		2,857
流動資産合計		13,046,788		12,693,892
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	115,186	*2	95,402
器具備品(純額)	*2	59,440	*2	38,006
建設仮勘定		-		8,771
有形固定資産合計		174,626		142,179
無形固定資産				
ソフトウェア		21,377		21,743
のれん		-		541,463
商標権		195		70
無形固定資産合計		21,572		563,276
投資その他の資産				
金銭の信託		1,080		1,145
投資有価証券		3,610		1,540
関係会社株式		75,727		75,727
長期差入保証金		229,967		334,773
ゴルフ会員権		60		60
繰延税金資産		267,232		284,026
投資その他の資産合計		577,676		697,271
固定資産合計		773,873		1,402,726
資産合計		13,820,661		14,096,619

(単位：千円)

	第 40 期 (2020年 12月 31日)	第 41 期 (2021年 12月 31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	95,256	98,647
未払償還金	686	686
未払手数料	872,428	660,016
その他未払金	*1 137,444	*1 253,770
未払費用	529,070	869,831
未払法人税等	103,911	235,251
賞与引当金	621,741	576,643
役員賞与引当金	242,398	194,991
資産除去債務	-	110,263
流動負債合計	2,602,936	3,000,099
固定負債		
退職給付引当金	152,900	113,368
賞与引当金	29,777	30,312
役員賞与引当金	50,744	100,372
資産除去債務	109,076	2,552
固定負債合計	342,497	246,605
負債合計	2,945,433	3,246,704
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	-	-
資本剰余金合計	1,076,268	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	8,488,458	8,463,148
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	6,888,458	6,863,148
利益剰余金合計	8,598,551	8,573,240
株主資本合計	10,874,819	10,849,509
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	409	406
評価・換算差額等合計	409	406
純資産合計	10,875,228	10,849,915
負債純資産合計	13,820,661	14,096,619

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

	第 40 期 (自2020年 1月 1日 至2020年 12月 31日)	第 41 期 (自2021年 1月 1日 至2021年 12月 31日)
営業収益		
委託者報酬	7,769,022	6,476,427
運用受託報酬	2,030,479	2,165,477
投資助言報酬	4,796	12,719
その他営業収益	1,436,608	1,447,553
営業収益合計	11,240,905	10,102,174
営業費用		
支払手数料	4,562,241	3,861,674
広告宣伝費	38,412	27,746
調査費	634,187	650,341
委託調査費	447,431	379,007
委託計算費	16,572	15,674
通信費	22,093	18,950
印刷費	76,518	56,469
協会費	22,421	19,210
営業費用合計	5,819,875	5,029,070
一般管理費		
役員報酬	202,852	202,953
給料・手当	2,267,417	2,056,975
賞与	961	6,052
役員賞与	6,621	4,209
役員退職金	8,975	-
交際費	3,424	1,660
旅費交通費	17,456	11,048
租税公課	70,926	72,776
不動産賃借料	196,250	215,362
賞与引当金繰入	565,563	566,246
役員賞与引当金繰入	116,318	222,059
退職給付費用	220,031	108,088
固定資産減価償却費	55,465	58,363
商標権償却	320	125
福利厚生費	298,625	283,809
諸経費	237,551	292,945
一般管理費合計	4,268,756	4,102,670
営業利益	1,152,274	970,434
営業外収益		
有価証券利息	4	-
有価証券売却益	2,857	440
役員賞与引当金戻入額	38,270	37,602
賞与引当金戻入額	32,830	88,489
受取利息	43	5
為替差益	-	3,193
雑収入	5,691	26,454
営業外収益合計	79,696	156,182
営業外費用		
有価証券売却損	1,606	-
関係会社株式評価損	4,626	-
支払利息	4,093	-
為替差損	41,265	-
雑損失	750	166
営業外費用合計	52,340	166
経常利益	1,179,629	1,126,450
税引前当期純利益	1,179,629	1,126,450
法人税、住民税及び事業税	338,346	368,554
法人税等調整額	41,835	△16,793

法人税等合計	380,181	351,761
当期純利益	799,448	774,690

(3) 【株主資本等変動計算書】

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
剰余金の配当				
合併による増加			8,462,963	8,462,963
自己株式の処分			△10,005,529	△10,005,529
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計			△1,542,567	△1,542,567
当期末残高	1,200,000	1,076,268		1,076,268

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
		別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	110,093	1,600,000	8,129,098	9,839,191		13,658,026
当期変動額						
剰余金の配当			△2,400,000	△2,400,000		△2,400,000
合併による増加			2,278,310	2,278,310	△11,923,928	△1,182,655
自己株式の処分			△1,918,399	△1,918,399	11,923,928	
当期純利益			799,448	799,448		799,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計			△1,240,640	△1,240,640		△2,783,207
当期末残高	110,093	1,600,000	6,888,458	8,598,551		10,874,819

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	6,555	6,555	13,664,581
当期変動額			
剰余金の配当			△2,400,000
合併による増加			△1,182,655
自己株式の処分			
当期純利益			799,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△6,146	△6,146	△6,146
当期変動額合計	△6,146	△6,146	△2,789,353
当期末残高	409	409	10,875,228

第41期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	6,888,458	8,598,551	10,874,819
当期変動額					
剰余金の配当			△800,000	△800,000	△800,000
当期純利益			774,690	774,690	774,690
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計			△25,310	△25,310	△25,310
当期末残高	110,093	1,600,000	6,863,148	8,573,240	10,849,509

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	409	409	10,875,228
当期変動額			
剰余金の配当			△800,000
当期純利益			774,690
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△3	△3	△3
当期変動額合計	△3	△3	△25,313
当期末残高	406	406	10,849,915

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（2）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6年～18年
器具備品	2年～15年

（2）無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

のれんについては合理的に算定した償却期間(10年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

（1）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

（3）役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

(1) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(2) 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1)概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2)適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	第40期 (2020年12月31日)	第41期 (2021年12月31日)
未収収益	327,547 千円	310,639 千円
その他未払金	41,315 千円	82,639 千円
未払費用	- 千円	689,155 千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	第40期 (2020年12月31日)	第41期 (2021年12月31日)
建物	129,253 千円	151,587 千円
器具備品	240,634 千円	265,644 千円

（損益計算書関係）

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

該当事項はありません。

第41期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加（千株）	減少（千株）	当事業年度末 (千株)
普通株式	-	2,400	2,400	-

(注) 普通株式の自己株式数の増加2,400千株は、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社との合併により株式を承継したものであります。自己株式数の減少2,400千株は、自己株式の処分によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年7月1日 取締役会	普通株式	2,400,000	1,000円00銭	2020年6月30日	2020年7月1日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月26日 定時株主総会	普通株式	800,000	利益剰余金	333円33銭	2020年12月31日	2021年3月26日

第41期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月26日 定時株主総会	普通株式	800,000	333円33銭	2020年12月31日	2021年3月26日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	一株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月30日 定時株主総会	普通株式	700,000	利益剰余金	291円67銭	2021年12月31日	2022年3月30日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。未払手数料及び未払費用は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理体制に関する規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シード・マネー規則」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資規則」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2) 参照)。

第40期(2020年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	9,567,392	9,567,392	—
(2) 未収委託者報酬	1,708,135	1,708,135	—
(3) 未収運用受託報酬	1,058,258	1,058,258	—
(4) 未収収益	546,769	546,769	—
資産計	12,880,553	12,880,553	—
(1) 未払手数料	872,428	872,428	—
負債計	872,428	872,428	—

第41期(2021年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	9,425,410	9,425,410	—
(2) 未収委託者報酬	1,471,045	1,471,045	—
(3) 未収運用受託報酬	1,084,261	1,084,261	—
資産計	11,980,717	11,980,717	—
(1) 未払手数料	660,016	660,016	—
(2) 未払費用	869,831	869,831	—
負債計	1,529,848	1,529,848	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払手数料及び(2)未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウェア）社の株式です。

（単位：千円）

区分	第40期(2020年12月31日)	第41期(2021年12月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	75,727	75,727

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第40期(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	9,567,392	-	-	-
未収委託者報酬	1,708,135	-	-	-
未収運用受託報酬	1,058,258	-	-	-
未収収益	546,769	-	-	-
合計	12,880,553	-	-	-

第41期(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	9,425,410	-	-	-
未収委託者報酬	1,471,045	-	-	-
未収運用受託報酬	1,084,261	-	-	-
合計	11,980,717	-	-	-

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券

第40期(2020年12月31日)

該当事項はありません。

第41期(2021年12月31日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 75,727千円、前事業年度の貸借対照表計上額 75,727千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

第40期(2020年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	4,100	4,690	590
	小計	4,100	4,690	590
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		4,100	4,690	590

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第41期(2021年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	2,100	2,686	586
	小計	2,100	2,686	586
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		2,100	2,686	586

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

4. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

該当事項はありません。

第41期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

該当事項はありません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	10,000	1,000	-
投資信託	105,468	1,857	1,606

第41期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	2,440	440	-

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度であります。年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	第40期 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)	第41期 (自2021年 1月 1日 至2021年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	83,903	152,900
退職給付費用	182,351	71,668
退職給付の支払額	-	△4,852
制度への拠出額	△113,355	△106,348
退職給付引当金の期末残高	152,900	113,368

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)	
	第40期 (2020年12月31日)	第41期 (2021年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	810,879	790,833
年金資産	670,965	692,516
	139,914	98,316
非積立型制度の退職給付債務	12,986	15,052
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	152,900	113,368
退職給付に係る負債	152,900	113,368
退職給付に係る資産	-	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	152,900	113,368

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 182,351千円 当事業年度 71,668千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度37,680千円、当事業年度36,420千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第40期 (2020年12月31日)	第41期 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認額	70,819 千円	49,579 千円
未払事業税	4,393 千円	11,929 千円
賞与引当金等損金算入限度超過額	202,056 千円	195,151 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	19,909 千円	48,523 千円
減価償却資産	3,848 千円	5,856 千円
資産除去債務	19,554 千円	34,544 千円
未払事業所税	2,858 千円	2,875 千円
その他	12,281 千円	13,850 千円
繰延税金資産小計	335,719 千円	362,307 千円
評価性引当額	△ 59,859 千円	△ 73,058 千円
繰延税金資産合計	275,860 千円	289,249 千円
繰延税金負債		
繰延資産償却額	△ 4,718 千円	△ 3,540 千円
資産除去債務会計基準適用に伴う有形 固定資産計上額	△ 3,730 千円	△ 1,503 千円
その他有価証券評価差額金	△ 181 千円	△ 179 千円
繰延税金負債合計	△ 8,629 千円	△ 5,222 千円
繰延税金資産の純額	267,232 千円	284,026 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第40期 (2020年12月31日)	第41期 (2021年12月31日)
法定実効税率	30.62%	法定実行税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実行税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.22%	
評価性引当金額	△1.30%	
過年度法人税等	△0.59%	
住民税均等割等	0.19%	
その他	△0.91%	
税効果会計適用後の法人税などの負担率	32.23%	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

該当事項はありません。

第41期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

当社は、2019年11月21日付け吸収合併契約に基づき、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を2020年1月1日付けで吸収合併致しました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合当事企業の名称	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社
事業の内容	有価証券の保有及び運用等に付帯関連する一切の業務

(2) 企業結合日

2020年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

アムンディ・ジャパン株式会社を吸収合併存続会社、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

アムンディ・ジャパン株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社はその傘下に、当社とアムンディ・ジャパン証券株式会社を擁していましたが、2016年4月に当社がアムンディ・ジャパン証券株式会社と合併し、正式に持株会社としての役割を終えたためであります。

2. 実施予定の会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

第41期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

当社は、グローバルにおける2021年6月21日付け包括的売買契約及び日本における2021年11月30日付け事業売買契約に基づき、ソシエテ・ジェネラル証券株式会社におけるマーケティング事業の一部を2021年12月31日付で取得致しました。

1. 企業結合の概要

(1) 取得事業の内容

ソシエテ・ジェネラル証券株式会社における、機関投資家に対するオルタナティブ及びETFマーケティング事業

(2) 企業結合を行った理由

アムンディ・グループによる、ソシエテ・ジェネラル・グループからのリクソー関連事業の買収に伴い、我が国においても、ソシエテ・ジェネラル証券株式会社からリクソーに係るオルタナティブおよびETFマーケティング事業を当社が承継するためであります。

(3) 企業結合日

2021年12月31日

(4) 企業結合の法的形式

事業譲受

2. 取得事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得した事業の取得の対価 現金： 541,463千円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

弁護士に対する報酬 8,506 千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

541,463千円

(2) 発生原因

主としてソシエテ・ジェネラル証券株式会社がオルタナティブおよびETFマーケティング事業を展開する地域における収益拡大などのシナジー効果によって期待される超過収益力によるものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

5. 企業結合が事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当事業年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第40期 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)	第41期 (自2021年 1月 1日 至2021年12月31日)
期首残高	62,686 千円	109,076 千円
見積りの変更による増加額	45,217 千円	- 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円	2,550 千円
時の経過による調整額	1,173 千円	1,189 千円
期末残高	109,076 千円	112,815 千円

4. 前事業年度における当該資産除去債務の金額の見積りの変更

前事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額2,550千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）及び第41期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの付帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
8,642,123	1,238,224	1,360,558	11,240,905

（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

第41期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
7,435,605	1,340,293	1,326,276	10,102,174

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ・アセットマネジメント	フランス パリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)直接 100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬 *1	354,531	未収運用報酬	290,679
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	690,397	未収収益	327,547
								委託調査費等の支払など *2	146,561	その他未払金	41,315

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,786 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	587,894	未収運用受託報酬	144,020
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	590,948	未収収益	126,295
	アムンディ・アイティサービス	フランス パリ市	4,064 (千ユーロ)	ITエンジニア業	なし	なし	ITサービスの委託等	ITサービスの提供*1	243,853	未払費用	249,239

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト・パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト・パリに上場）

第41期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ・アセットマネジメント	フランスパリ市	1,143,616(千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)直接100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬 *1	178,036	未収運用報酬	108,344
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	714,070	未収収益	310,639
								本店配賦費用など	80,141	未払費用	689,155

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,786(千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	720,725	未収運用受託報酬	205,907
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	572,946	未収収益	123,878

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

(1株当たり情報)

	第40期 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)	第41期 (自2021年 1月 1日 至2021年12月31日)
1株当たり純資産額	4,531.35 円	4,520.80 円
1株当たり当期純利益金額	333.10 円	322.79 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第40期 (自2020年 1月 1日 至2020年12月31日)	第41期 (自2021年 1月 1日 至2021年12月31日)
当期純利益（千円）	799,448	774,690
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	799,448	774,690
期中平均株式数（千株）	2,400	2,400

(重要な後発事象)

第40期（自2020年1月1日 至2020年12月31日）

該当事項はありません。

第41期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2021年12月31日付で、ソシエテ・ジェネラル証券株式会社より事業の一部（オルタナティブおよびETFマーケティング事業）を譲受しました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2021年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2021年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社みなと銀行	39,984百万円	
株式会社SBI証券	48,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称 : 株式会社日本カストディ銀行
- ・資本金の額 : 51,000百万円（2021年3月末日現在）
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として募集の取扱および販売を行い、投資信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金および収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は、以下の通り提出されております。

種類名	提出年月日
臨時報告書	2021年 8月 5日 2021年11月05日
有価証券報告書 有価証券届出書	2021年10月26日

独立監査人の監査報告書

2022年3月1日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意

を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年3月2日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・サステナブル・インカム・ファンドの2021年7月27日から2022年1月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・サステナブル・インカム・ファンドの2022年1月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見

を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） １． 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。